

総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第22号

総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第166号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式と同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第3号（第8条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第8条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

様式第3号（第8条関係）

指定管理業務事業報告書

年 月 日

総社市長 様

指定管理者 所在地
名称
代表者氏名

総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、次のとおり指定管理業務事業報告書を提出します。

- 1 公の施設の名称
- 2 事業報告に係る年度
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 利用を制限したことがある場合は、その状況及び理由
- 7 事業計画と異なる管理を行った場合は、その状況及び理由（総社市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第7条に規定する承認を受けた場合を除く。）
- 8 その他市長が必要と認めるもの